

第八章 生産情報公表豚肉の J A S 規格の Q & A

1. 生産情報公表豚肉の J A S 規格（総論）
2. 生産情報公表豚肉の J A S 規格
 - (1) 第 2 条関係・生産情報
 - (2) 第 3 条関係・記録、保管及び公表
 - (3) 第 4 条関係・表示
3. 登録認定機関
 - (1) 登録認定機関とは
 - (2) 登録基準について
4. 生産行程管理者
 - (1) 生産行程管理者とは
 - (2) 生産行程管理者の技術的認定基準
5. 小分け業者
 - (1) 小分け業者とは
 - (2) 小分け業者の技術的認定基準
6. その他

第八章 生産情報公表豚肉のJAS規格のQ&A

1. 生産情報公表豚肉のJAS規格（総論）

(Q1) 生産情報公表JAS規格とトレーサビリティとの関係はどのようなものですか。

(A)

食品のトレーサビリティとは、生産、処理・加工、流通・販売等の各段階で、食品の仕入先、販売先、生産・製造方法などの記録をとり、保管し、食品とその情報を追跡し、遡及できることをいいます。

生産情報公表JAS規格は、こうしたトレーサビリティによる「食卓から農場まで」顔の見える仕組みの一環として、そのうちの生産部分に係る情報（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）では「生産の方法についての基準」に規定する事項）を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認定する仕組みです。

(Q2) 生産情報公表JAS制度の目的は何ですか。

(A)

生産情報公表JAS制度は、消費者が生産履歴が明らかな食品を安心して購入できるように、食品の生産情報が正確に記録・保管・公表されているかどうか農林水産大臣に登録された第三者機関（登録認定機関）が生産者等を認定し、その生産者等自らがJAS規格に適合しているか検査を行い、検査に合格したものにJASマークを貼付して販売する制度です。

本制度により、生産履歴が第三者の認定の下で明らかな食品であるか否かをJASマークによって消費者が容易に識別できるようになり、また、生産者等も、JASマークによって、そのような食品であることを消費者に付加価値としてアピールできるメリットが期待されます。

2. 生産情報公表豚肉の J A S 規格

(1) 第 2 条関係・生産情報

(Q 3) 生産情報とは何ですか。また、生産情報公表豚肉の J A S 規格で定められている生産情報と生産情報公表牛肉の J A S 規格で定められている生産情報との違いはあるのですか。

(A)

「生産情報公表豚肉の J A S 規格」では、生産情報は、

- (1) 出生の年月日
 - (2) 管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日
 - (3) 豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日
 - (4) とさつの年月日
 - (5) 豚の管理者の連絡先
 - (6) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地
 - (7) 管理者が給餌した飼料の名称
 - (8) 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称
- となっています。

これに対し、生産情報公表牛肉の J A S 規格では、上記の (1) ~ (8) の情報のほか、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」により公表が義務付けられる雌雄の別及び牛の種別が生産情報として定められています。

(Q 4) 生産情報公表豚肉の J A S 規格の生産情報に、雌雄の別及び豚の種別がないのはどうしてですか。

(A)

生産情報公表豚肉の J A S 規格の生産情報について、雌雄の別及び豚の種別の情報を生産情報として定めていないのは、次の理由によるものです。

雌雄の別については、雄豚は成長を早くする、病気にかかりにくくする等のため生後すぐに去勢されること、雌雄の別が牛肉に比べ、豚肉の価格・品質に差がない等のことから、生産情報として定めていません。

豚の品種については、発育がよく多産系とするため品種改良が頻繁に行われており、三元交配、四元交配と複雑化しており、また、豚の品種別で分けても、殆どが「交雑種」、「肉専用種」に分類され、更に品種と品質の相関関係が牛に比べ薄いことから、生産情報として定めていません。

(Q 5) 生産情報の対象となる飼料とは何ですか。

(A)

生産情報の対象となる飼料は、粗飼料、濃厚飼料、配合飼料、混合飼料及び飼料添加物など「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年法律第35号）第2条に定める「飼料及び飼料添加物」が該当し、それぞれの名称（商品名）を公表することになります。

なお、給餌した飼料及び飼料添加物はすべて公表する必要があります。

(Q 6) 生産情報の対象となる動物用医薬品とは何ですか。

(A)

生産情報の対象となる動物用医薬品は、「薬事法」（昭和35年法律第145号）第49条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品が該当し、それぞれの名称（商品名）を薬効別分類とともに公表することになります。

具体的には、(1) ワクチン、麻酔剤等の購入時に診療に基づく獣医師の指示書等が必要な「要指示医薬品」及び(2) 抗生物質、合成抗菌剤等の購入時に診療に基づく獣医師の指示書等が必要で使用時に使用規制基準の遵守が必要な「使用規制対象医薬品」が該当します。

なお、消費者に分かりやすい情報を提供する観点から、動物用医薬品であっても、ビタミン剤、カルシウム剤、ぶどう糖液等の購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品はJAS規格の生産情報の対象外とし、公表される情報が過度に複雑なものとならないようにしています。

(Q 7) 動物用医薬品の薬効別分類は何に基づいて定められているのですか。

(A)

動物用医薬品の薬効別分類は、社団法人日本動物用医薬品協会の「家畜共済薬効別薬価基準表」に則して分類しています。

(Q 8) 生産情報公表豚肉のJAS規格の対象となる農林物資は何ですか。例えば「内臓」等は対象となるのですか。

(A)

生産情報公表豚肉のJAS規格の対象となる農林物資は、生産情報公表牛肉のJAS規格と同様に、と畜場や食肉処理場から搬出される一般的な状態である「枝肉」や「部分肉」、小売段階の商品の状態である「精肉」が対象となり、「内臓」等これら以外の「臓器及び可食部分」については、対象外となります。

(Q 9) 個体識別番号とは何ですか。

(A)

豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚ごとに定めるものをいいます。

(Q 10) 豚群識別番号とは何ですか。

(A)

30頭以内の豚を一つの群とし、その群に属さない他の豚が混入しないよう管理されたものを識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいいます。

(Q 11) 豚群識別番号を定めた理由は何ですか。

(A)

生産段階で識別管理を行う場合の識別番号は、牛では個体識別番号により管理が行われますが、豚では個体識別番号又は豚群識別番号による管理が可能となっています。

生産情報公表豚肉のJAS規格で個体識別番号に加えて豚群識別番号による識別管理を規定している理由は、生まれてから複数の生産者を経て飼養され、その飼養形態も個体管理が行われている牛の場合と異なり、豚は、生まれてからと畜されるまで同一の農場で飼養される一貫経営が多いこと、母豚一頭から同時に複数の子豚が生まれるため群単位で飼育管理が行われており、飼料の給与や衛生管理（予防、治療等）についても、豚房ごとに実施し、個体ごとに管理する必要があるのは特別な治療を行った場合に限られること等から、豚群で識別管理を行い生産情報を記録・保管・公表しても制度の趣旨を十分に発揮できると考えられるからです。

(Q 12) 豚群識別番号の1単位を30頭とした根拠は何ですか。

(A)

豚群識別番号の1単位については、生産情報の管理が複雑とならない荷口及び同一性が担保される荷口とすることから、一般的な豚房で飼養可能な30頭を一単位としています。

(Q 13) 生産情報公表豚肉のJAS規格で、JAS規格の施行前に出生した豚から得られる豚肉についてもJAS規格の対象となるのですか。

(A)

生産情報公表豚肉のJAS規格の施行前から規格に定められた生産情報が記録・保管・公表されている豚肉にあつては、JAS規格の対象となります。

なお、疾病の履歴がある豚でも投薬情報等JAS規格に基づいた生産情報の記録・保管・公表が行われ、規格に適合していれば、生産情報公表JASマークを付けることは可

能です。

(2) 第3条関係・記録、保管及び公表

(Q14) 生産情報は誰が記録・保管・公表するのですか。

(A)

生産情報の記録・保管・公表は認定生産行程管理者が責任をもって行うこととなります。

なお、小分けの過程において生産情報公表豚肉がいずれの豚から得られた豚肉であるかを識別することが困難で、その生産情報公表豚肉を同一生産行程管理者の30頭以内に荷口化し、荷口番号を付与した場合は、荷口化した小分け業者が荷口番号についての記録・保管・公表することとなります。

ただし、この場合であっても、生産行程管理者は荷口に含まれる個々の豚についての生産情報を記録・保管しておくとともに、荷口に含まれる個々の豚ごとの生産情報の公表を行っていないければなりません。

(Q15) 生産情報の記録方法は決められているのですか。

(A)

生産情報の記録方法については、様式は定められていませんが、豚の個体及び一豚群ごとに情報を記録するとともに、生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。

具体的には、次のような例が考えられます。(規格上生産情報として記録が義務付けられている事項に網掛けしています。)

・豚の個体識別情報 (個体識別番号又は豚群識別番号)

出生年月日	○年○月○日
管理者の氏名又は名称	農林太郎又は○○牧場
管理者の住所	○県○市○町○○番地
管理の開始年月日	○年○月○日
飼養施設の所在地	○県○市○町○○番地
飼養の開始年月日	○年○月○日
とさつ年月日	○年○月○日
豚の管理者の連絡先	登録電話番号
と畜者の氏名又は名称 及び連絡先並びにと畜場 の名称及び所在地	○○食肉卸売市場 電話番号 ○○市と畜場 ○県○市○町○○番地

・給餌情報（個体識別番号又は豚群識別番号）

区 分	飼 料 の 名 称	ほ乳期	育成期	肥育期
		～30kg	30kg超～70kg	70kg超
配合飼料	人工乳 ○○○○	○		
	○○印○○用配合飼料		○	
	○○印○○用配合飼料			○
その他	トウモロコシ		○	○
	大豆油かす			○
	魚粉			○
	おから			○

（注）配合飼料の種類については、飼料の名称を記入すること。

・治療履歴情報（個体識別番号又は豚群識別番号）

治療年月日	病 状	使用した動物用医薬品
○年○月○日	トキソプラズマ病 （食欲不振、発熱）	サルファ剤 （サルトキシン末）
○年○月○日	肺 炎 （発熱、発咳、食欲不振）	抗生物質製剤 （アンキシン可溶散）

（Q16）生産情報の記録の保管方法は決められているのですか。

（A）

生産情報の記録の保管方法は、特に定められておらず、紙や電子媒体等による保管が可能ですが、生産情報の記録は豚のとさつの日から3年以上保管することとなっていますので、記録を紛失しないように適切に管理する必要があります。

なお、記録を紛失した場合、公表されている生産情報が当該生産情報公表豚肉に係る生産情報であることが明らかでなくなるため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（以下「JAS法施行規則」という。）第91条第2号に定める「公表されている生産情報が当該生産情報公表豚肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること。」に該当し、豚肉が生産行程管理者の管理下でない場合であってもJASマークの除去・抹消を行う必要があります。

（Q17）生産情報の公表方法は決められているのですか。

（A）

生産情報の公表方法は、ファックス、ホームページ等消費者が生産情報を入手することが可能な方法であれば、その方法は問いません。

また、(1) 小売業者以外の販売業者において、容器若しくは包装の見やすい個所、送り

状又は納品書等に、又は(2)小売業者において、容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に生産情報の全てが事実即して表示されている場合、生産情報の公表方法の表示は省略することができます。

(Q18) 生産情報公表豚肉の出生の年月日の公表はどのようになるのですか。

(A)

出生の年月日の公表については、生産行程管理者が豚ごとに個体識別番号で管理する場合には、「○年○月○日」と期日を、複数の出生の年月日の豚を豚群識別番号で管理する場合には、「○年○月○日～○年○月○日」と期間を公表することになります。

(Q19) 豚群識別番号で管理する場合の出生の年月日の幅はどの程度の幅になるのですか。

(A)

通常の飼育を行って普通に育った場合、発育の早い豚と遅い豚で生育期間の違いが見られることを考慮し、3週間(21日)以内の範囲とします。

(Q20) 生産情報として公表しなくてもよい情報を公表してもよいのですか。またその内容について問われた場合、答える必要はあるのですか。

(A)

生産情報公表豚肉のJAS規格で定める生産情報以外の情報を事実即して公表することは可能です。

また、生産情報公表豚肉のJAS規格で定める生産情報も含め、公表する情報については、事業者の当然の責務として消費者等からの問い合わせに対し応答する必要があると考えます。

(Q21) 飼料の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(A)

生産情報の記録方法について、様式は定められていませんが、豚の個体又は一豚群ごとに情報を記録するとともに生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。(Q15を参照)

また、JAS規格において公表すべきとされているのは、給餌した飼料の名称であり、具体的には、「○○印○○用配合飼料 商品名」と記載して公表することとなります。

なお、配合飼料等の原材料については、公表すべき生産情報に該当しませんが、消費者等からの問い合わせに答えるため台帳等には記録する必要があります。

(Q 2 2) 食品残さを給餌した場合、どのように公表すればよいのですか。

(A)

食品残さについては、食品工場の製造過程で出てくる残さと店頭や食卓に出された後の食べ残しなどの残さ（調理過程などで出てくる残さ、廃掃法の事業系一般廃棄物を含む）と区別して、前者は菓子くず、ビールかすなど具体的な名称で、後者は残飯として公表します。

また、加工場で混合加工され上記のように区分することができない場合は、加工場から納品される際に示されている名称（具体的には、乾燥食品残さ、発酵食品残さ、発酵液状食品残さ等）を公表します。乾燥食品残さなどの名称で公表する場合、生産情報公表 J A S 規格ではすべての原材料名を公表することが規格の趣旨から望ましいので、名称の他にその原材料の内容を具体的に公表することが消費者のニーズに合致した公表の方法であると考えています。

なお、付加情報として公表しない場合でも、消費者等からの問い合わせに答えるため台帳等に記録する必要があります。

(Q 2 3) 自家配合飼料は、どのように公表すればよいのですか。

(A)

生産情報公表 J A S 規格では、生産情報を事実即して公表することが求められていますので、自家配合飼料についても、すべての原材料名を公表することが必要となります。具体的には、単味原料や飼料添加物を自家配合して給与している場合は、すべての原材料名を公表することになります。

(Q 2 4) 動物用医薬品の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(A)

生産情報の記録方法については、様式は定められていませんが、豚の個体又は一豚群ごとに情報を記録するとともに、生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。（Q 1 5を参照）

また、J A S 規格において公表すべきとされているのは、使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称であり、具体的には、「合成抗菌剤（商品名）」と記載して公表します。

(Q 2 5) 動物用医薬品の薬効別分類は、どのように記録、公表するのですか。

(A)

動物用医薬品の薬効別分類は、生産情報公表豚肉の J A S 規格第 2 条第 2 項に定める分類に従って記録、公表することになります。

また、薬効別分類における次の分類を公表する場合の記載については、次のとおり省略して記載することも可能です。ただし、省略して記載する場合には、その正式名称がわか

るように欄外に明記してください。

- ・ (9) : (6) から (8) までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤 → 循環器官系用剤等
- ・ (17) : (12) から (16) までに掲げる薬剤以外の寄生性皮膚疾患用剤 → 寄生性皮膚疾患用剤
- ・ (20) : (18) 及び (19) までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤 → 生物学的製剤

(Q 2 6) 購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品は記録、公表する必要があるのですか。

(A)

生産情報公表豚肉の J A S 規格では、購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品について、公表すべき生産情報に該当しませんが、消費者等からの問い合わせに答えるため台帳等には記録されていることが望ましいと考えます。

(Q 2 7) 生産情報公表 J A S マークが付されていない豚肉も、給餌情報や使用した動物用医薬品の情報を公表することはできるのですか。

(A)

生産情報公表 J A S マークが付されていない豚肉についても、各々の事業者が独自に給餌情報や使用した動物用医薬品の情報を公表することは可能です。

ただし、生産情報公表 J A S マークが付されていれば、生産情報が事実即して正確に公表されていることを国に登録された第三者機関が認定していることが証明されるので、消費者からの信頼を得やすいものと考えます。

(Q 2 8) 生産情報の公表は 3 0 頭以内の荷口ごとに公表するとはどういうことですか。

(A)

生産情報公表豚肉の J A S 規格では、生産情報を一頭ごとに事実即して公表することも可能となっていますが、流通過程において、複数の豚肉を一括して小売向けのパックにする場合等いずれの豚から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合には、同一の生産行程管理者内における 3 0 頭以内の荷口ごとに単一の番号を付し、その荷口単位で生産情報の公表を行うことを認めています。

この場合には、単一の荷口の情報として、最大 3 0 頭の生産情報が列記されることとなります。

(Q 2 9) 荷口番号を付す場合に、3 0 頭以内としている理由は何ですか。

(A)

荷口番号の場合は、豚群識別番号で管理されている場合に消費者が入手する生産情報の

幅が30頭以内であることや流通実態を考慮して、同一の認定生産行程管理者（同一地域で飼養され、同一の飼養環境で飼養された同一の生産情報をもつグループ等）が管理する30頭以内の個体識別番号で管理された豚から得られた豚肉をまとめることを可能としました。

(3) 第4条関係・表示

(Q30) 生産情報公表豚肉に表示すべき事項は何ですか。

(A)

生産情報公表豚肉についても、一般の豚肉と同様JAS法及びその他の法令等に定められている表示事項を表示することとなりますが、生産情報公表豚肉では、生産情報公表JASマークが付された上、生産情報公表豚肉のJAS規格に定める事項を表示しなければなりません。具体的には、次の事項を表示しなければなりません。

(1) 生鮮食品品質表示基準第3条第1項及び第2項に定める「名称」、「原産地」、「内容量」及び「販売業者の氏名又は名称及び住所」

生産情報公表豚肉の名称については、その内容を表す一般的な名称の次に括弧を付して「生産情報公表豚肉」と表示します。

なお、「生産情報公表豚肉」との表示については、名称の次に括弧を付して表示することとなりますが、名称の後に行を代えて表示しても問題ありません。

(2) 個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号

(3) 生産情報の公表の方法

ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を表示します。

なお、①小売業者以外の販売業者において、生産情報が容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、又は②小売業者において、容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して生産情報の全てが表示されている場合には、「生産情報の公表の方法」の表示を省略することができます。

(Q31) 表示事項とされている「生産情報の公表の方法」として記載することができるものは何ですか。

(A)

生産情報の公表の方法については、ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を記載します。

3. 登録認定機関

(1) 登録認定機関とは

(Q 3 2) 登録認定機関に登録されるにはどうしたらよいのですか。

(A)

登録基準については、JAS法第17条の6第2項で準用する第16条第2項で定められています。具体的には「生産情報公表牛肉及び生産情報公表豚肉についての登録認定機関又は登録外国認定機関となるための登録基準」(平成15年10月31日付け農林水産省告示第1795号)に適合し、認定を適確かつ円滑に行うのに十分な経理的基礎を有し、役員等の構成や認定以外の業務により認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない法人であれば登録認定機関になることができます。

なお、登録認定機関は法人である必要があり、法人格のない社団又は財団や個人は、登録認定機関となることはできません。

(Q 3 3) 登録認定機関はどのような業務を行うのですか。

(A)

登録認定機関は、生産行程管理者及び小分け業者(それぞれ外国を含む。)をそれぞれの認定の技術的基準に基づいて認定(検査及び判定)するとともに、認定した事業者が適切に格付及び格付の表示を行っていることの確認(調査)を行います。また、これら認定事業者の格付状況等を農林水産大臣に報告することになっています。

(Q 3 4) 登録認定機関には、どのような区分があるのですか。また、今まで他のJAS規格の品目について、登録された機関は新たに登録が必要ですか。

(A)

JAS法施行規則第56条に5つの区分が規定されており、生産情報公表豚肉は第5号の「生産情報公表牛肉及び生産情報公表豚肉」に区分されます。

また、生産情報公表豚肉についての登録認定機関の登録を受ける場合、登録の区分ごとに登録の申請をする必要があるため、他の区分で登録されている登録認定機関が生産情報公表豚肉に関する認定業務を行おうとするときは、新たに登録の申請をする必要があります。

(Q 3 5) 登録認定機関に対する監査はどのように行われるのですか。

(A)

登録認定機関に対する監査は、当該登録認定機関が認定業務規程に基づいて適切な認定業務を行っているかどうかについて、その所在地を管轄する独立行政法人農林水産消費技術センターの職員が年1回以上出向いて行うこととしています。

(Q 3 6) 登録認定機関は、認定生産行程管理者等の調査をどのくらいの頻度で行う必要があるのですか。

(A)

認定した生産者等が「生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」(平成16年6月25日付け農林水産省告示第1221号)に適合していること並びに格付及び格付の表示を適切に実施していることを確認するために、登録認定機関は、認定生産行程管理者等の調査を年1回以上行うことが必要です。

この他、特に調査を行う必要があると認めた場合は緊急調査を行うことも必要です。

なお、登録認定機関がどの程度の頻度で、どのような調査を行っているかについては、独立行政法人農林水産消費技術センターが登録認定機関を監査するときに調べることであります。

(Q 3 7) 登録認定機関について登録の際に認められた認定を行おうとする区域以外のと畜場等を生産行程管理者の構成員として認定申請をした生産行程管理者を認定することができるのですか。

(A)

JAS法では、登録認定機関は「認定を行おうとする区域」を記載して申請を行い、登録がなされると登録認定機関名に併せて「認定を行おうとする区域」も告示されることとなります。

したがって、登録認定機関は「認定を行おうとする区域」内における生産行程管理者しか認定することができず、生産行程管理者が生産農家、と畜場など複数の構成員から構成する場合でも、これら全ての構成員が「認定を行おうとする区域」に含まれている必要があります。

また、生産行程管理者が生産行程の管理又は把握の一部を構成員以外の者に委託している場合であっても、登録認定機関は、その委託先のほ場又は事業所も含め認定に係るほ場又は事業所の全てを特定して、認定する必要があるため、その者のほ場又は事業所が「認定を行おうとする区域」外にある場合は認定することはできません。

(Q 3 8) 登録認定機関がJAS法及びその関係法令に違反した場合はどうなるのですか。

(A)

農林水産大臣は、登録認定機関が、JAS法第17条の6第2項で準用する第17条の4第1項に基づき、第16条第3項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければなりません。

具体的には、以下のとおりです。

(1) その法人又はその業務を行う役員がJAS法の規定により罰金以上の刑に処せられ、

その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から一年を経過しないもの

(2) 登録を取消され、その取消の日から一年を経過しない法人

(3) 登録の取消の日前30日以内にその取消に係る法人の業務を行う役員であった者でその取消の日から一年を経過しないものが業務を行う役員となっている法人

また、農林水産大臣は、JAS法第17条の4第2項の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定の停止を命ずることになります。

具体的には、以下のとおりです。

(1) 法第16条第2項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき

(「生産情報公表牛肉及び生産情報公表豚肉についての登録認定機関又は登録外国認定機関となるための登録基準」に適合しなくなった場合、法人が認定を適確かつ円滑に行うのに十分な経理的基礎を有しなくなった場合又は役員、法人の種類に応じてその構成員又は職員の構成が、認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合)

(2) 認可を受けた認定業務規程によらないで認定を行ったとき

(3) 不正な手段により登録を受けたとき

(4) JAS法若しくはJAS法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき

農林水産大臣は、上記に定める場合のほか、登録認定機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認定に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその認定に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができることとなっています。

(2) 登録基準について

(Q39) 法第17の6第2項において準用する第16条第2項第2号に定める「十分な経理的基礎を有する」とはどの程度をいうのですか。

(A)

十分な経理的基礎を有するかどうかは、次の事項等により判断することとしています。

(1) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算が均衡していること

(2) 累積欠損が生じていないこと

(Q 4 0) 法第 1 7 の 6 第 2 項において準用する第 1 6 条第 2 項第 4 号に定める「認定に関する業務以外の業務を行うことにより認定が不公正になるおそれがある場合」とはどのようなことをいうのですか。

(A)

例えば、次の (1) 又は (2) のような場合です。

- (1) 生産情報公表豚肉を自ら生産又は販売している場合
- (2) 認定業務が、当該兼営業務の利益に直結すると認められる場合（例えば、認定を行うおうとする製品のコンサルタント業務、販売仲介業務を兼ねて営む場合等）

(Q 4 1) 生産情報公表豚肉についての登録認定機関又は登録外国認定機関となるための登録基準（以下、「登録認定機関の登録基準」という。）の「認定業務の管理に関する事項」欄に規定されている「認定の技術的基準への適合性を検査する部門」の業務内容はどのようなものですか。

(A)

検査する部門の業務内容は、認定申請書類の審査、事業所等における実地検査及び実地検査報告書の作成です。

(Q 4 2) 登録認定機関となるための登録基準の「認定業務の管理に関する事項」欄に規定されている「当該検査の結果に基づき認定するかどうかを判定する部門」の業務内容はどのようなものですか。

(A)

判定する部門の業務内容は、認定申請書類、実地検査報告書（実地検査で入手した資料等）その他判定に必要な資料に基づく認定の可否の判定です。

(Q 4 3) 認定の技術的基準に規定されている「登録認定機関の指定する講習会」の「指定」とはどのようなものですか。

(A)

登録認定機関の指定する講習会とは、登録認定機関が自ら行う講習会を指定する場合か、他の機関（社団法人日本農林規格協会の一般講習等）が実施している講習会を指定する場合が考えられます。

4. 生産行程管理者

(1) 生産行程管理者とは

(Q 4 4) どのような者が認定生産行程管理者になれるのですか。

(A)

生産行程管理者になれる者については、農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして、J A S法施行規則第31条により、

- (1) 豚肉の生産業者
 - (2) 豚肉の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）
 - (3) 豚肉の販売業者
- と定められています。

なお、豚肉の生産業者とは、豚肉を生産する業者、すなわち生体豚がと畜されて豚肉になる時点において当該豚肉を所有する業者（＝肥育農家）を指します。したがって、豚そのものは生産するが、豚肉は生産しない子豚繁殖農家、豚肉そのものの所有権を有さず単に処理を行うだけのと畜場は単独で認定を受けることはできず、認定を受ける場合は、上記（2）のように肥育農家を構成員とする法人や人格のない社団又は財団の一員となって、一体的に認定を受ける必要があります。

この（1）から（3）のいずれかに該当する者が、認定生産行程管理者となるためには、登録認定機関に対し認定申請を行い、当該登録認定機関により、農林水産省告示で定める「生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」に適合していることを確認され、認定を受けなければなりません。

(Q 4 5) 認定生産行程管理者はどのような業務を行うのですか。

(A)

認定生産行程管理者は、主に、(1) 豚肉の生産行程を管理し、又は把握するものとして、子豚の生産から肥育生産、と畜段階までの生産行程を責任をもって管理・把握する業務、(2) 生産情報を事実即して公表する業務及び(3) 生産情報が記録・保管・公表され、J A S規格に適合しているかどうか検査を行い、適合している豚肉にJ A Sマークを貼付する業務（格付及び格付表示の貼付の業務）を行うこととなります。

また、(1)の業務の一部を外注（委託）することは可能ですが、この場合には、生産行程管理者は外注先をきちんと管理して常に生産行程の管理・把握を行っておく必要があります。

なお、(3)の格付及び格付表示の貼付については、J A S法第18条第1項により、生産行程管理者以外の者がJ A Sマークの貼付をすることは禁止されていることから、第三者に外注（委託）することはできず、違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下

の罰金が科されることとなります。

(Q 4 6) 生産行程管理者の中で、豚肉の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）とは、具体的にどのようなものですか。

(A)

生産情報公表豚肉の J A S 規格については、子豚の繁殖農家、肥育農家、と畜場等複数の主体が関与してくるため、生産行程の管理方法についても、

- (1) 例えば、肥育農家が生産行程管理者となり、自ら肥育農家の生産行程を管理し、それ以外の子豚繁殖農家、と畜場等生産行程管理者以外の者に生産行程の管理の一部を委託して子豚繁殖農家からと畜までの生産情報公表豚肉に係る生産行程を管理する場合（この場合、肥育農家自身による J A S マークの貼付が必要）
- (2) 子豚繁殖農家、肥育農家、と畜場等とグループを構成し、一体的認定を受けて生産行程を管理する場合（この場合、と畜場は生産行程管理者の構成員となっており、J A S マークを貼付することが可能）

といった方法が考えられます。

このうち、J A S 法施行規則第 3 1 条第 2 項に掲げる「豚肉の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）」は、上記の (2) の場合を想定しています。

なお、グループとして生産行程管理者の認定を受ける場合（人格のない社団又は財団に該当する場合）には、当該グループに代表者又は管理人をおくとともに、その構成員が明確になっている必要があります。また、(1) 及び (2) の場合とも生産行程の管理又は把握の一部を構成員以外の者に委託する場合には、その委託先のほ場又は事業所を特定しておく必要があります。

(Q 4 7) 生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託することはできるのですか。

(A)

生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託（外注）することができます。

しかしながら、この場合でも、生産行程管理者は、外注先をきちんと管理して常に生産行程の管理又は把握を行っておく必要があります。

また、J A S 法第 1 5 条第 2 項は、生産行程管理者はほ場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、登録認定機関の認定を受けることとなっています。

このため、生産情報公表豚肉に係る生産行程の管理又は把握については、子豚繁殖の段階からと畜段階までの全ての段階において生産行程管理者の責任で行うことから、複数の主体がグループとして認定を受ける場合の他、生産行程管理者が生産行程の管理又は把握

の一部を生産行程管理者以外の者に委託する場合についても、子豚繁殖農場、肥育農場、と畜場等豚の出生からと畜までの生産行程に含まれる全てのほ場又は事業所を生産行程管理者が生産行程を管理又は把握すべきほ場又は事業所として認定時に特定しておく必要があります。

すなわち、管理又は把握の一部が委託される生産行程に認定の際特定されていないほ場又は事業所が含まれてはなりません。

(Q 4 8) 認定された生産行程管理者について有効期間はありますか。

(A)

現行 J A S 法では、一度認定を受けると、認定の取消を受けない限り有効です。ただし、認定後は定期的に登録認定機関による調査を受けることになります。

(Q 4 9) 生産行程管理者が認定を受ける場合、農場にいる全ての豚が J A S 規格の基準に適合しなければ認定されないのですか。

(A)

生産行程管理者の農場にいる全ての豚が J A S 規格に適合する必要はなく、生産情報公表豚肉にしようとする豚について、J A S 規格の基準に従って管理されていれば問題ありません。

(Q 5 0) 認定生産行程管理者が J A S 法及びその関係法令に違反した場合、どうなるのですか。

(A)

認定生産行程管理者による格付又は J A S マークの表示が適当でない場合には、農林水産大臣は、その改善措置又は J A S マークの除去・抹消を命ずることになります。

また、農林水産大臣は、認定生産行程管理者が J A S 法第 1 5 条の 5 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができることとなっています。

具体的には、以下のとおりです。

(1) 法第 1 5 条第 3 項の規定に基づき、認定生産行程管理者は、格付の表示を能率的に行うため特に必要があるときは、格付前に格付の表示を付しておくことができることとなっていますが、同法第 1 5 条の 4 項の規定により、この場合でも格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならないこととなっていますので、この規定に違反したとき

(2) 法第 1 5 条第 5 項の規定に基づき、同条第 3 項の規定により格付の表示を付した認定生産行程管理者は、その表示が格付の結果と一致しないことが明らかになったときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければなりません。この規定に違反したとき

(3) 生産行程管理者は法第 1 8 条第 1 項第 2 号に掲げる場合でなければ、農林物資又はそ

の包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付すことはできないこととなっています。
また、何人も農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示と紛らわしい表示を付してはならないこととなっていますので、これらの規定に違反したとき

- (4) 法第19条に基づき、格付の表示の付してある包装材料又は容器は、その格付の表示を除去し、又は抹消した後でなければ、再び農林物資の包装材料又は容器として使用してはならないこととなっていますので、この規定に違反したとき
- (5) 「生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」に適合しなくなったとき
- (6) 法第19条の2の規定に基づき、農林水産大臣は、格付（格付の表示を含む。）が適当でないと認めるときは、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができることとなっていますが、その命令に違反したとき
- (7) 法第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- (8) 不正な手段により、認定生産行程管理者の認定を受けたとき

(2) 生産行程管理者の技術的認定基準

(Q51) 生産段階における識別管理の方法はどのようなものがあるのですか。

(A)

生産情報公表豚肉のJAS規格において、生産から出荷するまでの生産段階における識別管理の方法は、

- (1) 豚を個体ごとに個体識別番号を付して管理する方法
- (2) 30頭以内の群を形成し、当該群に属さない豚が混入しないように出荷時まで一豚群ごとに豚群識別番号を付して管理する方法

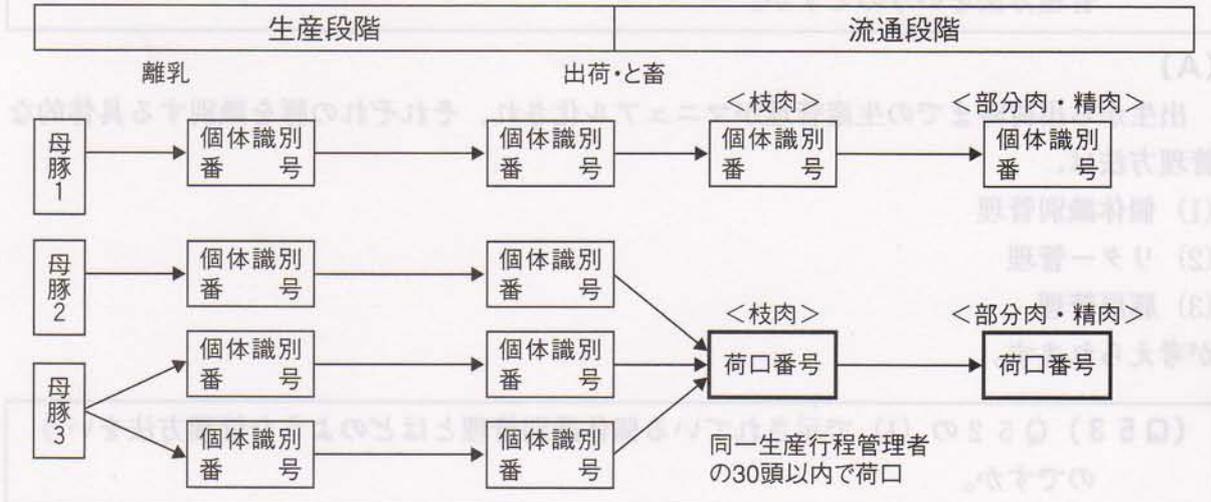
の2通りの方法があります。

上記(2)に示した一豚群ごとに豚群識別番号を付して管理する方法については、次の2通りの方法があります。

- ① 母豚から離乳時に30頭以内の群を形成する方法
- ② 出生から出荷時までの生産管理がマニュアル化され、それぞれの豚を識別する管理方法が出荷時まで適切に実施されている豚にあっては、母豚から離乳時に30頭以内の群を形成する方法と同様にそれぞれの豚の生産履歴が明確なことから、母豚からの離乳以降・出荷時までには30頭以内の豚群を形成し、豚群識別番号を付す方法も可能

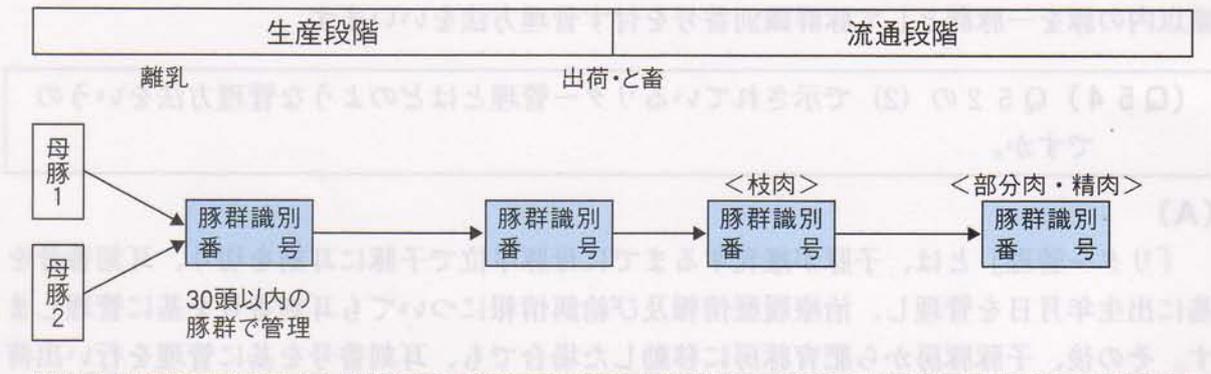
生産情報公表豚肉のJAS規格における生産及び流通段階の管理方法

(1) 生産から出荷時まで個体識別番号を付して管理する場合

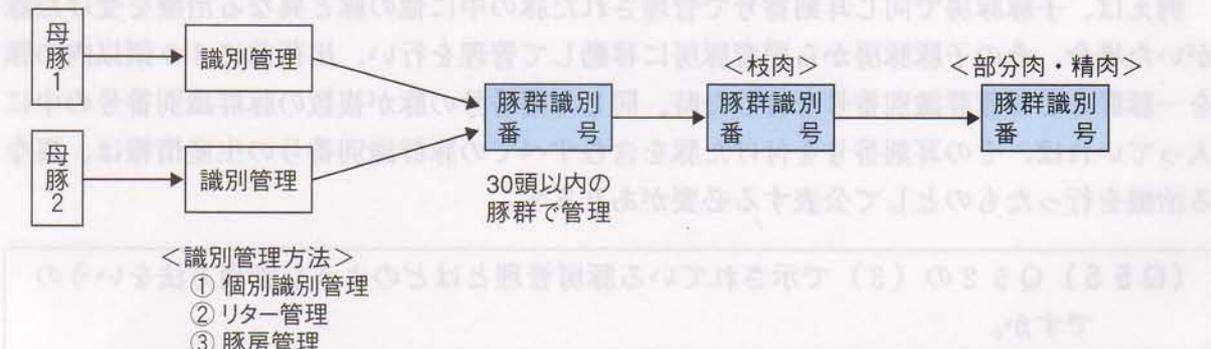


(2) 出荷までに豚群識別番号を付して管理する場合

① 離乳時から豚群識別番号を付して管理する場合



② 出生から出荷時までの生産管理がマニュアル化され、出荷時までに豚群識別番号を付す場合



(Q 5 2) Q 5 1の(2)の②で示されている「出生から出荷時までの生産管理がマニュアル化され、それぞれの豚を識別する管理方法」とは、具体的にどのような管理方法をいうのですか。

(A)

出生から出荷時までの生産管理がマニュアル化され、それぞれの豚を識別する具体的な管理方法は、

- (1) 個体識別管理
 - (2) リター管理
 - (3) 豚房管理
- が考えられます。

(Q 5 3) Q 5 2の(1)で示されている個体識別管理とはどのような管理方法をいうのですか。

(A)

「個体識別管理」とは、子豚が離乳するまでに個体ごとに個体識別番号を付して、個体管理を行い、個体識別番号ごとに治療履歴情報及び給餌情報を管理し、出荷前までに30頭以内の豚を一豚群として豚群識別番号を付す管理方法をいいます。

(Q 5 4) Q 5 2の(2)で示されているリター管理とはどのような管理方法をいうのですか。

(A)

「リター管理」とは、子豚が離乳するまでに母豚単位で子豚に耳刻を切り、耳刻番号を基に出生年月日を管理し、治療履歴情報及び給餌情報についても耳刻番号を基に管理します。その後、子豚豚房から肥育豚房に移動した場合でも、耳刻番号を基に管理を行い出荷前までに30頭以内の豚を一豚群として豚群識別番号を付す管理方法をいいます。

例えば、子豚豚房で同じ耳刻番号で管理された豚の中に他の豚と異なる治療を受けた豚がいた場合、その子豚豚房から肥育豚房に移動して管理を行い、出荷前に30頭以内の豚を一豚群として豚群識別番号を付した時、同じ耳刻番号の豚が複数の豚群識別番号の中に入っていれば、その耳刻番号を付けた豚を含むすべての豚群識別番号の生産情報は、異なる治療を行ったものとして公表する必要があります。

(Q 5 5) Q 5 2の(3)で示されている豚房管理とはどのような管理方法をいうのですか。

(A)

豚は子豚豚房から育成豚房、肥育豚房と移動していくこととなりますが、「豚房管理」とは、それぞれの段階で30頭以内の豚房ごとに出生の年月日、給餌情報及び治療履歴情

報を管理し、出荷までに30頭以内の豚群を形成して、豚群識別番号を付して管理する方法です。豚房管理では、それぞれの段階で生産情報を管理し、管理した情報を的確に移動した豚房に伝達することになります。

このため、一豚房に他と異なる治療をした豚がいた場合、その治療した豚を取り出さない限り、異なる治療をした豚がいる豚房から移動した履歴がある豚房はすべて異なる治療を行ったものとして生産情報を公表する必要があります。

なお、豚房管理においては、子豚豚房から育成豚房、肥育豚房と移動していくこととなりますが、それぞれの移動に際して、移動してきた豚房にどの豚房から移動してきた豚なのか把握することが必要です。これは、個々の豚房において生産行程を適格に管理し、次の豚房に伝達することが求められており、いずれの豚房から移動したのかわからない場合には、それぞれの段階における豚房管理の伝達が適格に行われているとはいえませんので、JAS規格で認めている豚房管理の方法には該当しません。

(Q56) 牛の場合、耳標により個体管理を行っていますが、豚の場合はどのような方法で個体管理を行えばよいのですか。

(A)

豚の個体識別による管理方法については、耳刻、入墨（にゅうぼく）・耳標・ICチップ付き耳標等での識別管理が考えられます。

なお、耳標などが出荷時まで豚から脱落などにより、その個体の番号が特定できなくなった場合には、JASの対象外となります。

(Q57) 30頭を超える頭数の豚を同一豚房内で飼養した場合、生産情報公表豚肉のJAS規格の対象となるのですか。

(A)

30頭を超える頭数の豚を同一豚房で飼養し、出荷までに30頭以内の豚群を形成して豚群識別番号を付して出荷する場合、離乳から豚群識別番号を付すまでの生産行程を管理している状態が30頭以内と定められている一豚群の頭数を超えているので、生産情報公表豚肉のJAS規格の対象とはなりません。

なお、30頭を超える頭数の豚を同一豚房で飼養している場合であっても、離乳から豚群識別番号を付すまでの生産行程を管理している状態が個体識別番号で管理されていれば、出荷までに30頭以内の豚群を形成し豚群識別番号を付しても、生産情報公表豚肉の基準を満たしていることとなります。

(Q 5 8) 出荷時までには 30 頭以内の豚群を形成し、豚群識別番号を付す場合、「識別管理」を行わなければなりません。途中で「識別管理」の方法を変えることは可能ですか。

(A)

生産情報公表豚肉の J A S 規格では、生産段階では個体識別番号による管理又は離乳後 30 頭以内の豚群を形成し、豚群識別番号を付して管理する方法が定められています。

豚群識別番号による管理については、豚の飼養管理の実態を踏まえ、出生後、リター管理、豚房管理及び個体識別管理により、管理方法がマニュアル化されていることを条件に、出荷時までには 30 頭以内の豚群を形成して、豚群識別番号を付すことも可能としています。

出荷時までには豚群を形成して豚群識別番号を付す方法は、(Q 5 2) に示した 3 つの管理方法を実施した場合に限り J A S 規格に対応した管理方法となるので、途中で管理方法を変えた場合、J A S 規格に対応した管理方法とはいえません。

(Q 5 9) 生産行程管理者が外注管理を行っている場合、外注先の子豚繁殖農家等が生産情報を記録する様式は定められているのですか。

(A)

生産行程の管理又は把握の一部を外部に委託している場合、その委託先の事業者が記録する様式は定められていませんが、外注先の事業者は、例えば、Q 1 5 に示すような様式で生産行程管理者が生産情報の記録を行うのに必要な情報を生産行程管理者に確実に伝達できるよう記録を行う必要があります。

(Q 6 0) 生産行程管理者の構成員以外の者に生産行程の管理又は把握を委託している場合、生産行程の管理又は把握を委託された子豚繁殖農家等はその生産情報の記録を保管しなければならないのですか。また、認定生産行程管理者も保管する必要があるのですか。

(A)

生産情報の保管の責任を有するのは、認定生産行程管理者自身です。

しかしながら、(1) 生産行程管理者が記録内容の確認を行うため、又は (2) 登録認定機関の定期調査及び生産行程管理者の調査において生産情報が正確であるかの証明をするために、各々の生産農家でも記録を保有することが望ましいと考えられます。

(Q 6 1) 生産情報の記録の保管の起算はいつからですか。

(A)

生産情報の記録の保管は、「生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」により、生産情報公表豚肉の対象となる豚がとさつされた日から 3 年以上保管することとなっています。

(Q 6 2) 生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者の構成員以外の者（子豚繁殖農家等）に委託している場合、子豚繁殖農家の生産情報はどのように生産行程管理者に伝達するのですか。

(A)

生産行程管理者は、子豚の出生からと畜までの生産情報を記録・保管・公表することが必要となっていますので、例えば子豚繁殖農家に生産情報の管理を委託している場合、生産情報の伝達だけでなく、その根拠書類も併せて伝達してもらい、根拠書類と伝達された生産情報が照合できるようにしておく必要があります。

(Q 6 3) 生産行程管理者はどのような担当者をおくののですか。

(A)

生産行程管理者は、生産行程管理者の構成員の中から、

- (1) 生産行程の管理又は把握する者として、生産行程管理担当者
 - (2) 生産情報を公表する者として生産情報公表担当者
 - (3) J A S 規格に適合しているか検査を行い J A S マークを貼付する格付担当者
- をおくことが必要です。

生産行程管理担当者及び格付担当者については、「生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」に基づき資格要件及び人数要件が定められています。

また、同一人物が両業務を行うことが可能であると登録認定機関が認めた場合にあっては、生産行程管理者と格付担当者を兼務することが可能ですが、それぞれの業務を適正に実施するためには、生産行程管理担当者と格付担当者は別の者であることが望ましいと考えられます。

(Q 6 4) 生産情報の公表は委託してもよいのですか。

(A)

生産行程管理者は生産情報公表豚肉についての生産情報を記録・保管・公表することとなり、生産行程管理者の構成員である生産情報公表担当者が生産情報を公表することとなります。

生産情報の公表にあたって、インターネットによる公表を行う場合など、外部の事業者がインターネットへの掲載の技術的作業について委託することは可能ですが、外部の事業者はあくまでインターネットサイトの提供を行う「ツール」としての存在にすぎず、生産情報の公表の責任は生産行程管理者の生産情報公表担当者に帰属します。

すなわち、生産行程管理者の生産情報公表担当者は正しい生産情報が公表されているか常に確認する責任があり、公表されていた生産情報がインターネットへの掲載の技術的作業を委託された者の間違い等に起因するものであっても、情報が不正確であることを見逃した認定生産行程管理者が責任を負い、行政処分等を受けることとなります。

(Q 6 5) 生産情報はいつからいつまで公表するのですか。

(A)

生産情報の公表は、「生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」により、生産情報公表豚肉の対象となる豚がとさつされた日から3年以上公表することとなっています。

ただし、とさつの日にはJASの格付を行わない場合は、JAS格付を行う前までに公表し、その日から3年以上公表する必要があります。

また、個体識別番号又は豚群識別番号に対応する生産情報公表豚肉のすべてが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、その生産情報公表豚肉に係る生産情報の公表を取りやめることができます。

(Q 6 6) 生産情報公表豚肉の格付、JASマークの貼付は誰が行うのですか。

(A)

JAS法第18条第1項は、認定生産行程管理者以外の者が農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付すことを禁止していることから、生産情報公表豚肉についても、認定生産行程管理者自身が格付を行い、JASマークを貼付しなければならず、認定生産行程管理者又はその構成員以外の者に委託して格付を行わせたり、JASマークを貼付させることはできません。

例えば、養豚農家が生産行程管理者の場合であって、と畜場に生産行程の管理又は把握を委託している場合、と畜場は生産行程管理者の構成員ではないので、と畜場がJASマークの貼付を行うことはできず、生産行程管理者である養豚農家自身が、JASマークを貼付する必要があります。

なお、例えば、養豚農家とと畜場がグループを構成し、一体的に生産行程管理者の認定を受ければ、と畜場は生産行程管理者の構成員となるので、JASマークの貼付を行うことは可能です。

5. 小分け業者

(1) 小分け業者とは

(Q 6 7) どのような者が小分け業者になれるのですか。

(A)

JAS法第15条の6に定められている、農林物資の小分けを業とする者で、具体的には、食肉加工業者、スーパー、精肉店等が該当します。

認定小分け業者になるためには、登録認定機関に対して認定申請を行い、当該登録認定機関により、農林水産省告示で定める「生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準」(平成16年6月25日付け農林水産省告示第1222号)に適合していることが確認され、認定を受けなければなりません。

(Q 6 8) 認定小分け業者はどのような業務を行うのですか。

(A)

認定小分け業者は、生産情報公表豚肉のJAS規格に適合したJASマークの付してある豚肉を小分けする場合(例えば、枝肉から部分肉又は部分肉からパック肉に小分けする場合)に、小分け前の豚肉に付してあるJASマークと同じJASマークを小分け後の豚肉に貼付する業務を行います。

小分け前にJASマークの付してある豚肉について、小分け後の豚肉に小分け前に付してあるJASマークと同一のJASマークを付すことができるのは、認定小分け業者だけであり、それ以外の者がこのようなJASマークの貼り替えをすることはできません。

(Q 6 9) 生産情報公表豚肉の認定小分け業者は、生産情報公表牛肉の小分け業務もできるのですか。

(A)

小分け業者の認定は、農林物資の種類ごとに行われるものであることから、生産情報公表豚肉について認定を受けた小分け業者が、生産情報公表牛肉についての小分け業務(JASマークの貼り替え)を行うことはできません。

この場合には、別途定めている「生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的認定基準」に適合することが必要となり、改めて生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定を受けなければなりません。

(Q 7 0) 小分け業者の認定は、店舗ごとに受ける必要がありますか。

(A)

JAS法第15条の6に基づき、小分け業者の認定は、小分け業務(JASマークの貼り替え)を行う事業所(具体的には、店舗)を特定して受けなければなりません。

(Q71) スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合は、認定小分け業者になることが必要ですか。

(A)

格付の表示が付された豚肉をスーパーマーケットのバックヤードで小分けし、それらの包装、容器に新たに生産情報公表JASマークを付す場合は、認定小分け業者にならなければなりません。

(Q72) 枝肉を部分肉にする等の加工は行わず製品を卸すだけの流通業者は小分け業者の認定が必要なのですか。

(A)

単にJAS規格に適合した豚肉を仕入れて、それを小分けせず販売する場合は、JASマークを貼付する行為がありませんので、小分け業者の認定を取る必要はありません。

(Q73) 認定小分け業者の認定を受けていない小売業者が、JASマークが貼付された豚肉を仕入れ、小分けを行い、小分けされたものにもJASマークを貼付せずパック肉を販売し又は量り売りを行う場合、小分け前の豚肉に付されていたマークを掲示して生産情報公表豚肉であることを示すことは可能ですか。

(A)

JASマークが貼付された豚肉を小分けし、パックされた製品にJASマークを貼付する場合には、小分け業者の認定を受けていないと貼付できません。

しかし、小分け前の豚肉に付されていたマークそのものを小分け後の生産情報公表豚肉に近接した場所に掲示して当該豚肉を販売する場合には、マークを貼り替えているわけではないため、小分け業者の認定を取る必要はありません。

なお、販売されている豚肉が、掲示されているJASマークがもともと付されていた豚肉を小分けしたものでない場合には、格付を行わずにJASマークを豚肉に付したことになるので、JAS法第18条第1項違反となり罰則の対象となります。

(Q74) 加工業者からパック詰めされた生産情報公表豚肉を仕入れて、店頭販売する場合、小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

(A)

JASマークの付いた豚肉を仕入れて、そのまま店頭販売する場合は、小分けをして新たにJASマークを付すわけではないので、小分け業者の認定を取る必要はありません。

(Q75) 認定生産行程管理者である食肉加工場が自らスライスしたパック肉にJASマークを貼付して販売する場合、認定小分け業者の認定も取る必要があるのですか。

(A)

小分け業者として認定が必要なのは、小分けに伴ってマークを貼り替える必要がある場合に限られます。

本件のように食肉加工工場が認定生産行程管理者となって、最終製品であるパック肉についてJAS規格に適合しているかどうか検査を行い合格し、JASマークを貼付すれば、JASマークの貼り替えの過程がありませんので、小分け業者の認定を取る必要はありません。

(Q76) 一つの登録認定機関から認定を受けた認定小分け業者が、別の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者から仕入れた生産情報公表豚肉を取り扱う場合、その登録認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

(A)

他の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者からの生産情報公表豚肉を取り扱う場合であっても、その認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要はありません。

(Q77) 認定小分け業者がJAS法及びその関係法令に違反した場合、どうなるのですか。

(A)

農林水産大臣は、認定小分け業者がJAS法第15条の6第2項において準用する法第15条の5第1項各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができますこととなります。

具体的には、以下のとおりです。

(1) 小分け業者は法第18条第1項第3号に掲げる場合でなければ、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付すことはできないこととなっています。

また、何人も格付の表示と紛らわしい表示を付してはならないこととなっていますので、これらの規定に違反したとき

(2) 法第19条に基づき、格付の表示の付してある包装材料又は容器は、その格付の表示を除去し、又は抹消した後でなければ、再び農林物資の包装材料又は容器として使用してはならないこととなっていますので、この規定に違反したとき

(3) 「生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準」に適合しなくなったとき

- (4) 法第19条の2の規定に基づき、農林水産大臣は、格付の表示が適当でないと認めるときは、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができることとなっていますが、その命令に違反したとき
- (5) 法第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- (6) 不正な手段により、認定小分け業者の認定を受けたとき

(2) 小分け業者の技術的認定基準

(Q78) 小分け業者はどのような担当者をおくのですか。

(A)

小分け業者は、

- (1) 小分け業務を行う者として、小分け担当者
- (2) 小分け業者が荷口番号を付与した場合に生産情報を公表する者として、生産情報公表担当者
- (3) 小分け前にJASマークが付してある豚肉を小分けして、小分け後の豚肉にJASマークを貼付する格付表示担当者

をおく必要があります。

また、これらの担当者は、実際に小分けを行うそれぞれの事業所に配置されていなければなりません。

小分け担当者及び格付表示担当者については、「生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準」に基づき資格要件及び人数要件が定められています。

(Q79) 小分け業者は生産情報を公表しなければならないのですか。

(A)

小分け業者は、小分けの過程において生産情報公表豚肉がいずれの豚から得られたものであるかを識別することが困難になる場合には、当該生産情報公表豚肉に荷口番号を付与することとなります。

この場合、小分け業者が責任をもって、荷口番号に対応する生産情報公表豚肉の生産情報を荷口番号ごとに整理し、その生産情報を記録・保管・公表する必要があります。

生産情報の公表の様式については、「生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準」に定める別記様式1及び2により荷口番号ごとに、荷口番号を付与した日から3年以上公表することになります。

6. その他

(Q80) JASマークの除去を行うのは、どのような場合ですか。

(A)

生産情報公表豚肉のJAS規格では、JAS規格に適合した豚肉にJASマークを付した後、JAS規格施行規則第91条に定める次の事項に該当する場合は、JASマークを除去しなければなりません。

- (1) 生産情報の公表が取りやめられること
- (2) 公表されている生産情報が当該生産情報公表豚肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること
- (3) 公表されている生産情報が事実と反していること
- (4) 生産情報公表豚肉以外の農林物資と混合すること